

第3次 滋賀県 食育推進計画



基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～食で育む 元気でこころ豊かにくらす滋賀～

計画の位置づけ

- 食育基本法第17条第1項の規定に基づく都道府県食育推進計画
- 健康いきいき21ー健康しが推進プランー」「滋賀県食の安全・安心推進計画」「滋賀県農業・水産業基本計画」「滋賀の教育大綱」等関係計画との整合を図ります

計画期間

2018年度から2023年度の6年間

みんなで楽しく滋賀の食育

検索

地域の食文化継承と環境と共生する 滋賀ならではの食育の推進

都市部と農村部が近く身近なところで
農業体験を楽しむことができる
滋賀の特徴を生かした食育を推進します

- もったいないの心と地域の食文化の継承
- 地産地消の推進
- 生産者と消費者の交流促進
- 安全・安心で琵琶湖に優しい「環境こだわり農業」の推進

環境

健康

協働

子どもから大人までの生涯にわたる食育の推進

子どもの頃から食に関心を持ち正しい知識や
食を選ぶ判断力を身につけられるような食育を推進し
生涯にわたり健全な食生活を送ることをめざします

- 家庭における食育推進
- 学校、保育所等における食育推進
- 地域、企業等における食育推進
- 豊かな実熟期のための食育推進
- 情報の共有・発信



県民との協働による食育運動の展開

県内各地域において県民の積極的な参画により
あらゆる世代の人たちが主体的に食育を推進する
地域づくりをめざします

- 食育推進体制の整備
- 食育推進活動者等の育成・支援
- 食育推進運動の普及・定着

